



03吉総第26号
令和3年4月12日

吉野川市監査委員 川真田 大作 様
吉野川市監査委員 相原 一永 様

吉野川市長 原 井 敬



令和2年度財政的援助団体等監査の結果に係る
指摘事項に対して講じた措置について（通知）

令和3年3月24日付け吉監査第103号で提出のありました件について、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

令和2年度財政的援助団体等監査結果に係る指摘事項に対して講じた措置について

部署等名	指摘事項	措置の内容
八坂児童館・鴨島南児童館	ア 吉野川市児童館条例施行規則では「児童館を利用しようとする者は、あらかじめ児童館利用登録申請書を提出しなければならない」旨定めているが、一部の利用者が登録手続をしていなかった。	指定管理者に対し、利用する際には必ず登録手続を行うよう指導しました。
	イ 指定管理者には行政財産の目的外使用に係る許可権限がないにも拘わらず、老人会に対して鴨島南児童館の使用を認めていた。	団体等から行政財産の目的外使用について申し出があった場合は、市に連絡を行うよう対応することとし、指定管理者の判断で行うことがないよう指導しました。
	ウ 所得税法では「給与等の支払者には所得税を源泉徴収する義務がある」旨定めているが、吉野川市児童館運営委員会委員報酬の支出にあたって所得税を源泉徴収していなかった。	指定管理者に対し、所得税法の規定に基づき、源泉徴収をするよう指導しました。
	エ 社会福祉法では「社会福祉法人が行う全ての事業に社会福祉法人会計基準を適用しなければならない」旨定めているが、児童安全共済制度の加入保険料を保険料支出に計上していなかった。	指定管理者に対し、社会福祉法人会計基準に基づき、適正かつ正確な会計処理を行うよう指導しました。
	オ 八坂児童館に対する前回(平成29年度)の監査で屋外設備の点検記録を作成するよう求めていたが、点検記録を作成していなかった。	指定管理者に対し、点検記録簿等を作成したうえ点検を行うよう指導しました。
鴨島公民館	吉野川市鴨島公民館指定管理者業務仕様書では「市から支払われる指定管理料及び利用者から徴収した利用料、自主事業等をもって収入とし、効率的な管理運営を行う」旨定めているが、年度末に当館の指定管理者であ	指定管理者の自主事業で発生した借入れであり、市から支払われる指定管理料の不足から生じたものではないため、措置等は特に講じておりません。

	<p>る株式会社松島組からの借入金が6,377,471円あった。</p>	
<p>生涯学習課</p>	<p>吉野川市文化研修センター条例では「指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる」旨定めているが、実際には生涯学習課が利用料金の減免事務を行っていた。</p>	<p>吉野川市文化研修センター条例第18条の規定に基づき、施設の利用料金として当該指定管理者の収入として收受させています。当該収入は指定管理者に帰属する財産であり、利用料金の徴収自体が私法行為であることから、減免についても公権力の行使ではなく、私法行為の範疇において指定管理者の判断により行うことのできる行為でありますので、指定管理者において利用料金の減免事務を行うよう改めました。</p> <p>また、吉野川市文化研修センター条例施行規則第10条において、第6条の使用料の減免についての読み替え規定が定められていないため、早急に改正する予定です。</p>